

# 君津市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

平成27年12月策定  
平成29年4月一部改定  
令和6年8月一部改定

## 1 特定個人情報の保護に関する考え方

君津市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」（平成27年君津市条例第42号。以下「条例」という。）に定められた事務において特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱います。

番号法及び条例では、特定個人情報の利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置を定めていることから、君津市における管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱います。

## 2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱います。

### (1) 法令遵守

次に掲げる特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等を遵守します。

- ・番号法
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・条例
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・君津市情報セキュリティ基本方針に関する規則（平成28年君津市規則第11号）
- ・職員のための個人情報保護・情報セキュリティハンドブック

### (2) 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

### (3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄します。また、目的外利用を防止するための措置を講じます。

### (4) 委託・再委託

特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき君津市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置

が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(5) 継続的改善

特定個人情報の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

3 本方針に関する問合せ先

総務部総務課個人情報保護担当

電話 0439-56-1581（平日のみ 8:30～17:15）

【参考：特定個人情報の取扱いに係る苦情の申出】

個人情報保護委員会苦情あっせん相談窓口

電話 03-6457-9585（平日のみ 9:30～17:30）

【参考：マイナンバーについてのお問い合わせ】

マイナンバー総合フリーダイヤル

電話 0120-95-0178（平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～17:30（年末年始を除く。））